

品川教育検討委員会設置要綱

制定	平成 28 年 6 月 22 日	教育長決定	要綱第 46 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	教育長決定	要綱第 11 号
改正	平成 30 年 3 月 30 日	教育長決定	要綱第 8 号
改正	令和 2 年 3 月 17 日	教育長決定	要綱第 8 号

(設置)

第 1 条 品川区教育委員会は、区立全小学校、中学校および義務教育学校における一貫教育の推進および、今後の教育課題への対応について協議するために、品川教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討委員会は、教育長の諮問に応じ、次の事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) 品川教育の理念に関すること。
- (2) 品川教育実施にあたっての行政的手法に関すること。
- (3) 品川区立学校教育要領に関すること。
- (4) その他、品川教育の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）の構成は、次のとおりとする。

- (1) 校長会代表
- (2) 学識経験者
- (3) 区民代表
- (4) 教育次長
- (5) その他、教育長が必要と認めた者

(部会等の設置)

第 4 条 検討委員会の下に次の各号に定める部会等を設ける。

- (1) 教科等検討部会
 - (2) その他教育長が必要と認める部会等
- 2 前項各号の部会等の設置、組織の役割および構成は別に定める。

(委員の任期)

第 5 条 委員（第 3 条第 5 号に定める委員を除く）の任期は、原則として年度を単位とし、委嘱日から年度末までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 第 3 条第 5 号に定める委員の任期は、教育長が別に定める。

(委員長)

第6条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学識経験者の中から、教育委員会が定める。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、または委員長が欠けるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代行する。

(会議)

第7条 検討委員会は、諸課題の検討状況に応じ、必要な回数を調整のうえ開催する。

- 2 検討委員会の開催にあたっては、委員長が委員を召集する。
- 3 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 検討委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(他の協力組織)

第8条 検討委員会は、次の組織と協力する。

- (1) 品川区立学校長会
- (2) 品川区立小学校・義務教育学校副校長会
- (3) 品川区立中学校・義務教育学校副校長会
- (4) 品川区立幼稚園長会
- (5) 品川区教育会
- (6) その他教育長が必要と認めた組織

(経費)

第9条 検討委員会の活動に要する経費は、予算の範囲内で別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会等の運営に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月23日から適用する。

付 則 (改正 平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和2年3月17日)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。